

一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAİM）に関する FAQ

令和7年7月31日（木）時点版

一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAİM）に関する FAQ	1
1. 一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAİM）の構成等について	2
(1) JAİM 構成	2
(2) 入会単位について	2
2. 一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAİM）への入会手続について	4
(1) 入会の必要性、入会時期等について	4
(2) 協議会から JAİM への移行について	4
(3) JAİM 入会にあたっての事前準備等（過去、協議会への入会手続を行ったことがない場合）	6
(4) 入会手続について	8
(5) 会費について	9
(6) 賛助会員証の発行について	11
(7) 証明書類の機密保持について	11
3. その他	12
(1) 休会・退会について	12
(2) JAİM 入会済みの事業所等について	12
(3) 生産性向上及び国内人材確保のための取組について	13
(4) 新サービスについて	14

1. 一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAİM）の構成等について

(1) JAİM 構成

（質問 1-1-1）一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「JAİM」という。）は、どのようなメンバーにより構成されますか。参加する業界団体を教えてください。

（回答 1-1-1）業界団体になる正会員及び特定技能外国人の受入れ事業所になる賛助会員から構成されます。登録支援機関等は正会員や賛助会員でなく、協力機関（情報会員）としての位置付けを予定しています。正会員団体につきましては、JAİM ホームページを御確認ください。

（質問 1-1-2）正会員と賛助会員はどう違いますか。

（回答 1-1-2）正会員は業界団体、賛助会員は特定技能外国人の受入れ事業所になります。

（質問 1-1-3）正会員はどのような貢献をすることが求められているのでしょうか。

（回答 1-1-3）正会員は各業界団体に所属する賛助会員の意見を踏まえ、特定技能制度の円滑な運営等に向けた活動を行うことが期待されます。総会では議決権を持ち、JAİM の決議に参加します。

（質問 1-1-4）賛助会員について、正会員団体に所属する場合と所属しない場合、どちらを選択してもよいですか。サービスの違いやメリット、デメリット等がありますか。

（回答 1-1-4）正会員団体に所属しているかどうかは、正会員として入会する業界団体名を JAİM ホームページにて御確認ください。正会員団体に所属している受入れ事業所は、賛助会員としての年会費が割引されます。ただしサービスの違いはありません。

(2) 入会単位について

（質問 1-2-1）工業製品製造業分野において、特定技能外国人を同一法人の複数事業所で受入れを検討していますが、JAİM へは本社工場のみ入会すればよいでしょうか。

（回答 1-2-1）特定技能外国人を受け入れる事業所ごとに入会する必要があるため、同一法人でも、複数事業所で受け入れる場合は、受け入れる事業所ごとに JAİM への入会が必要です。同じ敷地内（同住所）であっても、複数の事業所で作業し、出荷実績が確認できる書類がある場合は、関わるすべての事業所にて入会手続が必要となります。

（質問 1-2-2）製造業と建設業、違う業種が社内に入り、それぞれの部署で特定技能外国人の受入れをする場合、企業として、別の一般社団法人への加入が必要となりますか。

（回答 1-2-2）工業製品製造業分野に該当する産業・職種にて就労する特定技能外国人を受け入れる事業所は、JAİM への加入が必要です。また建設分野でも特定技能外国人を受け入れる場合は、建設分野の上乗せ要件も満たす必要があり、要件の一つである特定技能外国人受入事業実施法人の一般社団法人建設技能人材機構（JAC）に加入する必要があります。

（質問 1-2-3）製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）では2つの事業所を登録していました。JAİM でも同じように2事業所での登録が必要になるのでしょうか

か。もし、今後、特定技能の雇用を1事業所のみに集約するなど、変更になった場合はどうなるのでしょうか。

(回答 1-2-3) 協議会と同じく事業所単位での入会となります。2つの事業所で特定技能を雇用している場合には2事業所でそれぞれ入会が必要となります。特定技能の雇用が1拠点のみとなった場合、特定技能を雇用しない事業所については退会していただくこともできます。移転等の変更が決定した場合には、速やかにJAİM事務局へ御連絡ください。なお、規程により年度の途中で退会となっても会費の返金はありません。御了承ください。

(質問 1-2-4) 隣接する工場（道を1つ挟んだだけ等）を、一つの事業所として申請してもよいですか。

(回答 1-2-4) 個別の事情に依りますが、基本的にはそれぞれ入会していただきます。

ただし、対外的な顧客とのやり取り・製造品出荷額等が生じていることの証跡として、第1工場・第2工場分をまとめて、「A工場（本社工場など）」として出荷している実態があれば、1つの事業所として扱うことが可能であり、その場合、会費は1事業所分となります。

2. 一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）への入会手続について

(1) 入会の必要性、入会時期等について

（質問 2-1-1）JAIM への加入を義務付ける法的根拠は何ですか。

（回答 2-1-1）2025 年 3 月 11 日、「出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）」第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づく「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」を改正し、新団体（JAIM）の設置や、特定技能外国人の受入れ事業所の新団体（JAIM）への加入要件を閣議決定しました。また、同法に基づき経済産業省告示等、関連規定も整備しています。

（質問 2-1-2）JAIM への入会は必須ですか。また、いつ入会手続を行うとよいですか。

（回答 2-1-2）特定技能所属機関（特定技能外国人と雇用契約を結んだ企業）は、JAIM への入会が必須です。入会手続に際して、確認に一定の期間を要しますので、余裕をもって以下の JAIM のホームページより手続を行ってください。

<https://www.jaim-skill.or.jp/entry/>

なお、JAIM に加入するには、2025 年 3 月 11 日に閣議決定された「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に基づき、JAIM が策定するルール（行動規範）の遵守意向等、確認事項を満たす必要があります。

（質問 2-1-3）これまで協議会の入会時に確認していた、対象の日本標準産業分類への該当性及び工業製品製造業分野の特定技能外国人が従事できる作業・業務区分への該当性の確認のいずれも、JAIM の加入の際に確認することになりますか。またその他の確認事項はありますか。

（回答 2-1-3）今後は、JAIM 加入時に、協議会の入会時と同様の事項（受入れ事業所が行っている産業の日本標準産業分類等）の確認に加え、JAIM が策定する「行動規範」の遵守意向の確認等も行うこととなります。

（質問 2-1-4）JAIM の賛助会員になれば、特定技能外国人を受け入れるための上乗せ要件である組合加盟証明は不要となりますか。

（回答 2-1-4）製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会決定第 1 号（令和 6 年 9 月 30 日）に基づき、繊維工業、印刷・同関連業、こん包業に係る産業を行っている事業所に適用されている協議会の入会要件は、JAIM の入会要件として引き継ぐ方針であり、組合加盟証明書は引き続き必要です。

(2) 協議会から JAIM への移行について

（質問 2-2-1）協議会から JAIM への移行手続はいつまでに完了させる必要がありますか。

（回答 2-2-1）特定技能外国人の在留期限の更新や新たな受入れをするためには 2025 年 12 月 25 日までに JAIM に入会完了いただく必要があります。移行手続には 2～3 か月程度のお時間を要する場合がございますので早めに手続を開始いただくようお願いいたします。

JAIM への入会手続は行わず、協議会から JAIM への情報移行のみを行いたい事業所は、12 月

25 日までに情報移行手続を終わらせてください（情報移行のみを行う場合、必ず下記のメールアドレス宛に御連絡をお願いいたします。詳細を御案内いたします）。

メールアドレス：seizou_tokuteiginou_soudanmadoguchi@jaim-skill.or.jp

（質問 2-2-2） JAIM が創設された後の、現在、協議会に加入している受入れ事業所の取り扱いについて教えて欲しいです。

（回答 2-2-2） 今後、受入れ事業所の所属先は、協議会ではなく JAIM となります。現在協議会に加入している受入れ事業所の JAIM 移行手続につきましては、賛助会員入会ページの手続マニュアルを御覧ください。

（質問 2-2-3） JAIM に加入しなかった場合、協議会からも自動的に退会することになり、名簿から削除されるのでしょうか。

（回答 2-2-3） 受入れ事業所の所属先は協議会から JAIM へ変更となります。JAIM に入会しない場合、2025 年 12 月 25 日までに移行手続を行わなければ自動的に協議会から退会扱いとなります。

（質問 2-2-4） 現在、協議会に加入しているが、特定技能外国人を受け入れていない事業所が、今回 JAIM 入会手続を行わない場合、将来特定技能外国人を雇用する際は、改めて一から JAIM への入会申請をすることが必要ですか。データだけ JAIM に移行させて、外国人を受け入れる時に会員になることはできますか。

（回答 2-2-4） 協議会に加入しているものの、現段階で特定技能外国人を受け入れておらず、具体的に受け入れる予定がない事業所は、JAIM への加入手続は不要です。ただし、将来的に特定技能外国人を受け入れようとする際、JAIM への入会手続が必要です。

JAIM の入会時に、協議会と同様の入会時確認（受入れ事業所が行っている産業の日本標準産業分類の確認等）を行う必要があるため、審査に数か月を要する見込みです。

なお、すぐに JAIM の会員にならない事業所の将来的な入会に備えて、2025 年 12 月 25 日までに情報移行同意書を提出し、JAIM 入会申請手続を途中まで行うことにより協議会所有データを移行しておくことを推奨いたします。この情報移行手続を行うことによって JAIM 入会時に産業分類の確認（テンプレートの再提出）が簡略化される予定です。

この対応を希望する事業所は、必ず下記のメールアドレスまで御連絡ください。詳細を御案内いたします。

メールアドレス：seizou_tokuteiginou_soudanmadoguchi@jaim-skill.or.jp

（質問 2-2-5） 登録支援機関は今後どうすればよいですか。JAIM に加入しない場合は、協議会に加入したままでよいのでしょうか。また制度情報はどのように入手可能ですか。

（回答 2-2-5） JAIM に加入しない場合は、一定期間を経過した後、協議会から退会扱いとなります。登録支援機関は、協力機関（情報会員）として、無料で JAIM から制度情報等を入手できるようにしたいと考えています。

(質問 2-2-6) 協議会へ既に加算済みなのですが、JAIM への入会手続きが完了するまでの間は、出入国管理局へ申請ができないのでしょうか。

(回答 2-2-6) 協議会へ既に加算済みの事業所は、2025 年 12 月 25 日までの間は協議会の構成員の経過措置が設けられています。この間は協議会の構成員であることの証明書（協議会の名簿）をもって、出入国管理局への諸申請が可能です。

(質問 2-2-7) 移行期間において地方出入国在留管理官署への在留諸申請には、何を提出するとよいですか。

(回答 2-2-7) 事業者のステータスによって提出する名簿が段階的に変わりますので、以下 URL を御確認下さい。

https://www.sswm.go.jp/assets/files/20250526_Important_Information.pdf

なお、2025 年 12 月 26 日以降は、在留諸申請時の提出名簿は、JAIM の賛助会員名簿のみとなります。

(3) JAIM 入会にあたっての事前準備等（過去、協議会への入会手続きを行っていない場合）

(質問 2-3-1) 工業製品製造業分野において JAIM の賛助会員になる他に、事前に入会・登録等しなければならないものはありますか。

(回答 2-3-1) 申請をする事業所の日本標準産業分類により異なります。中分類 11 繊維工業、中分類 15 印刷・同関連業、小分類 484 こん包業については、JAIM の賛助会員になる前に満たすべき上乗せ要件があります。その他の日本標準産業分類においては現時点で上乗せ要件は設けられていませんので、JAIM の入会手続きを行ってください。各日本標準産業分類の上乗せ要件の詳細は以下 URL より御確認ください。

<https://jaim-skill.or.jp/entry/template/>

(質問 2-3-2) 繊維業の上乗せ要件について、利用している勤怠管理システムは要件を満たしているのですが、「対象となる勤怠管理システムのリスト」に記載がありません。

(回答 2-3-2) 御利用中の勤怠管理システムがリストに載っていない場合は、システムベンダーに「勤怠管理の電子化要件を満たすシステム」への登録を御相談ください。登録を依頼できるのは IT ベンダーやメーカーのみとしております。このため、御利用中のシステムを開発したベンダーが要件を満たしていると判断したシステムにつきましては、当該ベンダーが以下の登録フォームからシステムを登録していただくことで対象となります。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/index.html

(質問 2-3-3) 印刷・同関連業、こん包業の上乗せ要件である団体所属について、親会社が対象となる団体に所属している場合、特定技能の雇用を予定しているグループ会社は、該当の団体へ所属しなくても特定技能の雇用は可能ですか。

(回答 2-3-3) 対象団体への所属は、特定技能を雇用する事業所ごとに必要です。

(質問 2-3-4) 印刷・同関連業、こん包業の上乗せ要件である業界団体への所属を証明する書類として、
会員証ではなく、在籍証明書も認められますか。

(回答 2-3-4) 証明書類として認められるのは、対象の業界団体が発行した正式な会員証のみであり、それ以外の書類は認められません。

(質問 2-3-5) 印刷・同関連業の上乗せ要件である団体所属について、印刷から製本までを行っている事業者は、印刷と製本、両方の団体への所属が必要でしょうか。

(回答 2-3-5) 以下資料に記載があるように「いずれかの団体」への所属が要件ですので、全日本印刷工業組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかへの加入で問題ありません。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/20240930_ketteidai1.pdf

(質問 2-3-6) 「製造品出荷額等が発生している」ことを証明する書類はどのようなものが認められますか。

(回答 2-3-6) 入会手続の際は、届け出る日本標準産業分類によって準備・添付いただく書類が異なります。以下 URL の【書き方見本ファイル】を御確認の上、作成をお願いいたします。

○11 繊維工業への申請

https://jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_11.pdf

○繊維工業_人権基準認証手続中の代替書類

https://jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_11_02.pdf

○15 印刷・同関連業への申請

https://jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_15.pdf

○18 プラスチック製品製造業への申請

https://jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_18.pdf

○484 こん包業への申請

https://jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_484.pdf

○2462・2464・2469 めっき業・金属表面処理業への申請

https://jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_2462-2464-2469.pdf

○その他の日本標準産業分類への申請

https://jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_other.pdf

(質問 2-3-7) 事業形態上、同一企業内の別事業所への出荷を行っており、「事業実態を確認できる、直近1年以内の証跡画像（申請の製造品の納品書、出荷指示書、仕入れ書等）」に関して、金額を示すものが準備できないのですが、入会は可能ですか。

(回答 2-3-7) 分野別運用要領別冊の規定（同一企業に属する他の事業所へ引き渡したのもも製造品出荷と扱う）に基づき、出荷実績が確認できる資料を提出いただければ、形式面では問題ございません。ただし、金額を示せない理由（受入れ予定の事業所は製品の部品のみを製造している製造拠点となっており、100%本社向けの製造となる為、金額等のやり取りが発生していない等）

を必ず記載してください。

(4) 入会手続について

(質問 2-4-1) 入会手続の開始から登録までどのくらいかかりますか。

(回答 2-4-1) 申請順に行われ、通常 2～3 か月程度の期間をいただいています（現在、申請件数が多く通常よりもお時間をいただいているケースがございます）。入会となりましたら、JAIM のホームページ上の名簿へ掲載させていただきますので、ホームページを御確認ください。なお、申請に不備があった場合には、個別にメール等で連絡いたします。

(質問 2-4-2) 中小企業割引の書類は「給与所得の源泉徴収票法定調書」でも可能ですか。また、書類は直近 3 か月のものでよいでしょうか。

(回答 2-4-2) 恐れ入りますが、手続マニュアルに記載の証票にてお願いいたします。各書類の備考欄に記載していますので、御確認いただけると幸いです。

(質問 2-4-3) 中小企業割引の書類で、決算書の表紙は必須でしょうか。地方出入国在留管理官署への表紙提出は不要でした。

(回答 2-4-3) 表紙に関わらず、社名の記載があり御社の書類であることがわかれば結構です。なお、JAIM は地方出入国在留管理官署とは別組織です。地方出入国在留管理官署では求められなくても、JAIM が必要と判断すれば御提出いただく資料もございます。

(質問 2-4-4) 中小企業割引を利用したいのですが、派遣社員を従業員数に含めますか。

(回答 2-4-4) 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しており、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。そのため、様式 5 の 3 頁にある中小企業法上の定義を御確認のうえ、各事業所にて御判断ください。添付書類として提出する資料（労働保険概算増加概算確定保険料申請書または給与所得・退職所得の所得税徴収高計算書）は自社のものだけで結構です。

(質問 2-4-5) 当社は職業紹介・労働者派遣業の会社で、主たる業務は、職業紹介・労働者派遣事業となるため、中小企業基本法に基づく定義では業種は「サービス業」に該当します。そうしたなか、事業の一部で製造業の請負を行っており、協議会にも加入しておりました。今般、JAIM の賛助会員になるにあたり、当社が中小企業割引対象か否かを判断する際、中小企業者の定義は「製造業」ではなく「サービス業」に照らした基準で判断すべきですか。

(回答 2-4-5) JAIM は、工業製品製造業分野において特定技能外国人を雇用する事業所または雇用しようとする事業所が加入する団体であることを踏まえ、中小企業者の定義は「製造業」の基準（資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人）に照らして御判断ください。

(質問 2-4-6) 団体割の申込方法を教えてください。

(回答 2-4-6) JAIM の入会手続フォーム内に「所属する団体名」の選択を行う画面があるので、所属している団体名を検索して選択してください。団体名を選択していただくと、提出書類の種類や提出の可否について、自動で表示されます。

「選択した団体では証明書の提出は必要ありません。次へ を押して進んでください」と表示される団体については、団体から会員企業名簿を提出済のため、事業所から JAIM に提出する証明書等はありません。

(質問 2-4-7) 様式 1～4 の「企業の代表者」欄には、会社代表者以外の者も記載可能ですか。

(回答 2-4-7) 会社代表者名を記載してください。

(5) 会費について

(質問 2-5-1) JAIM の入会費、年会費はかかりますか。

(回答 2-5-1) 入会費はございません。年会費につきましては、正会員会費規程・賛助会員会費規程を御参照ください（入会手続マニュアル・入会申請フォーム内）。年会費の支払方法は、入会初年度は銀行振込、次年度以降は、口座振替となります。なお、入会初年度の年会費は入会月（JAIM にて貴事業所の入会審査が終了し、会費請求通知日が属する月）によって異なります。 具体的な金額は、賛助会員入会ページの手続マニュアル、及び賛助会員会費規程を御確認ください。

(質問 2-5-2) 年会費の割引について教えてください。

(回答 2-5-2) ①中小企業割引、②正会員団体割引の 2 種類の割引制度があり、両方の利用が可能です。各割引適用条件、割引適用後の賛助会員会費、及び手続詳細につきましては、賛助会員入会ページの手続マニュアルを御確認ください。

(質問 2-5-3) 正会員団体への所属を希望したものの入会に時間がかかった場合、年会費の割引の証跡としては、団体への申請書類等のコピーで代用可能ですか。

(回答 2-5-3) 団体入会申請段階では団体割の適用はできません。JAIM 入会手続時点で正会員団体への加入が完了していれば初年度から団体割の会費適用となります。JAIM 入会手続後に正会員団体への加入が完了した場合、団体割適用は翌年度以降となります。

(質問 2-5-4) 製造企業 A 社は、複数業種の事業を営んでおり、主に「B 業」と「C 業」を行っています。A 社は、B 業の業界団体会員として同団体に会費を支払っており、その業界団体は、JAIM の正会員団体です。C 業に関する業界団体の会員とはなっていません。C 業で特定技能外国人を受け入れようとする A 社事業所から、JAIM の入会に当たり、B 業の業界団体会員として正会員団体割引の適用希望があった場合、正会員団体割引を適用できますか。

(回答 2-5-4) 「会費の二重納付性の回避」という正会員団体割引の趣旨に基づき、事業所が特定技能外国人を受け入れる産業と所属する正会員団体の所管産業とが一致しないとしても、当該事業所

(が属する事業者)には正会員団体割引を適用可能とします。

(質問 2-5-5) 特定技能では、受け入れる事業所ごとに承認をもらっていますが、一法人で特定技能を受け入れる事業所が複数ある場合、受け入れる事業所の数の年会費が必要ですか。

(回答 2-5-5) 事業所ごとに JAIM へ年会費をお支払いいただくこととなります。複数の事業所で受け入れている場合は、その事業所数の年会費が必要となります。

(質問 2-5-6) 1つの事業所で2つの標準産業分類で協議会に加入している場合、JAIMにおける賛助会員の会費は、1事業所分の納付でよいですか。

(回答 2-5-6) 1事業所の扱いになります。

(質問 2-5-7) 年会費の支払は、口座振替ではなく銀行振込としたいのですが可能ですか。

(回答 2-5-7) 賛助会員会費規程により、口座振替とさせていただいています。入会初年度のみ銀行振込でお支払いいただきます。

(質問 2-5-8) 2年目以降の会費支払は何月に請求書が届き支払月は何月になりますか。

(回答 2-5-8) 2年目以降は、翌年度分の会費の支払を前年度の2月頃にお問い合わせの予定です(口座振替となります)。

(質問 2-5-9) 年会費は課税対象ですか。

(回答 2-5-9) 年会費にかかる消費税は「不課税(対象外)」です。

(質問 2-5-10) 会費支払の請求メールはどこに届きますか。

(回答 2-5-10) 会費支払の請求メールは、請求書送付先情報で登録したメールアドレスに届きます。JAIM 入会申請時に登録したメールアドレス 1,2 いずれかと同じでも、異なっても問題ありません。請求書送付先に、JAIM 入会申請時に登録したメールアドレス 1,2 と異なるアドレスを指定した場合、請求書送付先アドレスには請求以外の手続の案内は送信されません。

(質問 2-5-11) 会費支払後に領収書は発行されますか。

(回答 2-5-11) 会費徴収を委託している事業者の WEB サイトにて領収書発行申請フォームがありますので、御自身にて発行可能です。

(質問 2-5-12) 会費支払について、登録支援機関が代理で行う、もしくは登録支援機関から支払や引き落としを行ってもよいですか。

(回答 2-5-12) 問題ございません。

(6) 賛助会員証の発行について

(質問 2-6-1) 賛助会員証は発行されますか。

(回答 2-6-1) 賛助会員証は発行されません。地方出入国在留管理官署への在留諸申請の際は、JAIM に掲載された名簿を御利用下さい。

(7) 証明書類の機密保持について

(質問 2-7-1) JAIM 入会時に、製造品出荷額等が発生していることを証明する書類作成のため、機密情報を提供することとなるのですが、機密保持等の契約書もしくは同等の書面を交わすことはできますか。

(回答 2-7-1) JAIM の入会に関して、申請いただく情報の扱いは、以下のページにて記載している内容を遵守しております。

<https://www.jaim-skill.or.jp/privacypolicy/h>

一方、個社企業との個別の機密保持契約等の締結は行っておりません。上記リンクの個人情報の取り扱い方針に準じて、法人情報含め適切に管理いたします。

(質問 2-7-2) 証明書類作成にあたり、完成品（最終製品）や生産工場内部の画像について、顧客から取り寄せる必要があり相談したところ、権利の関係で外部への持ち出しは不可といわれました。この場合、入会手続は可能でしょうか。

(回答 2-7-2) 権利等の関係で、完成品（最終製品）画像、製造設備や工場内部の情報の申請が難しい場合は、証明書類作成テンプレートにて、提出ができない理由書（様式自由）を記載いただく欄を設けておりますので、その欄にて、詳細に説明を記載いただくようお願いいたします。なお、この場合でも、文章での説明（自事業所の製造品が、完成品（最終製品）のどの部分に使用され、どのような機能を果たすのか）は追加していただくようお願いいたします。また、当該権利等の内容を記載した契約書がありましたら、理由書とともに添付をお願いいたします。

3. その他

(1) 休会・退会について

(質問 3-1-1) 入会後に、外国人材の雇用が無くなった場合に休会することはできますか。

(回答 3-1-1) 休会制度は設けておりません。一度入会し、会費をお支払いいただきましたら、その後1年毎の会費支払等、賛助会員として定められた条件を満たしていただくことで御継続いただけます。特定技能外国人の雇用予定が無い場合は退会も可能ですが、特定技能外国人を雇用する際には必ず JAIM への入会が必要となります。ただし入会審査には2〜3 か月を要する見込みですので、受入れ開始まで許容できるリードタイムが発生する旨、御承知おきください。

(質問 3-1-2) 特定技能外国人を雇用しない期間が1年ぐらいある予定で、その期間だけ一時的に年会費を払わず(もしくは一時的に退会)、また特定技能外国人の雇用を開始したら年会費を払うということはできますか。

(回答 3-1-2) 一度入会した事業者において、休会、一時的退会といった対応は行っておりません。なお、退会後再度入会を希望される場合は、新規申請と同じように、入会手続および審査の手順を踏んでいただく必要があります。

(質問 3-1-3) 退会方法を知りたいです。

(回答 3-1-3) マイページにログインすると「退会する」ボタンがあります。案内に沿って必要事項をメールに記載し送信してください。事務局にて確認後、退会について御連絡差し上げます。

(質問 3-1-4) 正会員も賛助会員も年度途中で退会した場合の返金がありますか。いつまでに退会すれば年会費がかからないのでしょうか。

(回答 3-1-4) 年度途中での退会への返金はありません。入会後は翌年度の会費を前年度の2月頃支払うことになります。事務局より年会費をお支払いいただくタイミングで会員更新の確認がありますので、その際事務局までお申し出いただければ翌年度の年会費はかかりません。

(質問 3-1-5) 今まで JAIM に同法人内で2つの事業所が加入していました。特定技能の雇用を1つの事業所に集約する場合、特定技能を雇用しなくなった事業所は退会してもよいですか。

(回答 3-1-5) 特定技能の雇用が1事業所のみとなった場合、特定技能を雇用しない事業所については退会していただくこともできます。なお、規程により年度の途中で退会となっても会費の返金はいずれもできませんので御注意ください。

(2) JAIM 入会済みの事業所等について

(質問 3-2-1) すでに工業製品製造業分野で対象となる日本標準産業分類で JAIM に入会済みの事業所において、工業製品製造業分野で対象となる他の日本標準産業分類で特定技能外国人を受け入れる(追加で従事させる)場合、再度の申請が必要になるのでしょうか。

(回答 3-2-1) 再度申請が必要になりますので、JAIM のホームページ(賛助会員マイページ)より再度手続を行ってください。

(質問 3-2-2) すでに JAIM に加入している事業所が、新法人として独立（合併）することになりました。法人名が変わるのみで、製造品や製造現場・生産設備等に変更ありません。新法人としての売上等はまだない状態ですが、JAIM に改めて申請が必要ですか（新法人としての工場稼働後、製造品出荷額等が出て、申請が受理されるまで特定技能外国人は雇用できないのでしょうか）。

(回答 3-2-2) すでに JAIM 賛助会員となっている事業所が、新会社として独立（合併）することが分かる証憑を提出し、確認ができれば、改めての製造品の該当性確認等は行わず、新法人としての稼働前に申請（法人名の変更手続）を受理します。また、JAIM 名簿上は、新法人設立までの期間は新旧法人名及び事業所名を併記し、地方出入国在留管理官署への事前の手続きができるようにいたします。

新会社の稼働後、可及的速やかに、新会社名での製造品出荷額等が生じていることを証明する書類を提出して下さい。

上記の対応が発生する場合は、お早めに JAIM まで御相談ください。

(質問 3-2-3) すでに JAIM に加入している事業所を閉鎖し、別の事業所（工場）に移転することになりました。事業所名や事業所住所が変わるのみで、製造品や製造現場・生産設備等に変更ありません。移転後の新事業所での売上等はまだない状態ですが、JAIM に改めて申請が必要ですか（新工場稼働後、製造品出荷額等が出て、申請が受理されるまで特定技能外国人は雇用できないのでしょうか）。

(回答 3-2-3) 移転後の事業所住所の確認ができれば、改めて製造品の該当性確認等は行わず、新事業所の稼働前に申請を受理します。JAIM 名簿上は、新事業所稼働までの期間は新旧事業所名を併記し、地方出入国在留管理官署への事前の手続きができるようにいたします。

新事業所の稼働後、可及的速やかに、新事業所名に変更されたことが確認できる公的書類等（登記簿謄本のコピーや新工場の賃貸借契約書の写しなど）及び、新事業所名での製造品出荷額等が生じていることを証明する書類を提出してください。

上記の対応が発生する場合は、お早めに JAIM まで御相談ください。

(質問 3-2-4) すでに JAIM に入会している事業所とは別に、今後新工場を設立し、そこで特定技能外国人の受入れを希望しています。まだ建屋がなく、稼働していないのですが、JAIM への入会手続を事前に行うことは可能ですか。

(回答 3-2-4) 分野別運用要領別冊では、特定技能外国人が業務に従事する事業所において、直近 1 年間で製造品出荷額等が発生していることを求めています。この規定に則り、稼働していない工場の申請は認められません。新工場が稼働後、事業実態が確認できる状態になり、必要な情報が揃ってからのみ申請を認めます。

(3) 生産性向上及び国内人材確保のための取組について

(質問 3-3-1) 生産性向上、国内人材確保の策として賃上げを求めていくというのはどういうことです

か。

(回答 3-3-1) 特定技能制度は、生産性向上及び国内人材確保のための取組を行っても人手不足である分野に限って外国人を受け入れる制度であり、制度を利用する者は継続してそれらに取り組むことが求められています。その取組の確認手法として JAIM では、受入れ事業所に賃上げ等に取り組んでいただくことを検討しています。具体的な賃上げの水準、確認方法など詳細な運用に向けた内容については今年の 9 月以降に改めて御案内を予定しています。

(質問 3-3-2) 賃上げについて、具体的な水準や報告時期等を教えてください。

(回答 3-3-2) 水準は、その時々々の経済状況等も加味しながら設定していく予定です。報告は、1 年に 1 回、毎年 1-2 月頃に、賛助会員資格更新のタイミングと合わせて、賃上げが確認できる必要な書類等を提出いただくことを想定しています。具体的な賃上げの水準、確認方法など詳細な運用に向けた内容については今年の 9 月以降に改めて御案内を予定しています。

(4) 新サービスについて

(質問 3-4-1) JAIM の役員、正会員、規模や活動内容（提供サービス）を教えてください。年会費を払い入会するにあたり、受入れ事業所のメリットは何ですか。

(回答 3-4-1) JAIM では、協議会及び国の委託事業で実施してきた、情報提供、技能試験の作成・実施や相談窓口の運営等を引き継ぎつつ、以下の支援・サービスを新規に実施することを検討しています。

- ・ 特定技能評価試験対策講座の実施、試験対策資料の拡充
- ・ 在留申請・報告書の作成セミナーの開催 等

支援・サービス内容は、会員からお寄せいただく意見・要望及び本団体の毎年度の収支等を勘案して改善していく方針です。

JAIM の役員や正会員については JAIM ホームページを御確認ください。

(質問 3-4-2) JAIM の会員であれば、試験対策講座や対策資料の提供は無料で受けられるのでしょうか。いつ頃から提供される予定ですか。また特定技能 1 号と 2 号いずれも対象ですか。

(回答 3-4-2) 特定技能評価試験対策講座や試験対策資料の提供は、1 号、2 号いずれも会員には無料とする予定です。2025 年 10 月より会費財源によるサービス提供の開始を予定しております。

(質問 3-4-3) JAIM による定期的な就労現場への訪問、監査対応などがありますか。

(回答 3-4-3) 現時点では想定しておりません。

(質問 3-4-4) ビジネス・キャリア検定についても何らか対策の提供がありますか。

(回答 3-4-4) 「ビジネス・キャリア検定 3 級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）」については、一般社団法人 雇用問題研究会が過去問題の解説集を販売しています。※試験運営主体の中央職業能力開発協会（JAVADA）が作成したものではありません。また JAVADA が認定した講座（<https://www.javada.or.jp/jigyoino/business/gakusyu.html#kouza>）も開設さ

れていますので、ぜひ御活用ください。

（質問 3-4-5）現在は特定技能外国人を雇っていないので退会するのですが、特定技能制度の最新情報は知りたいです。

（回答 3-4-5） 制度等の最新情報をメール等で御案内する無料サービスを設ける予定です。